

秦野市と Zip Infrastructure 株式会社との次世代交通システムの開発及びまちづくりへの活用に関する連携協定書

秦野市（以下「甲」という。）と Zip Infrastructure 株式会社（以下「乙」という。）とは、次世代交通システムの開発及びそのシステムのまちづくりへの活用を検討するに当たり、相互の協力が可能な分野における連携を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙とが相互に連携し、及び協力して、次世代交通システムの開発及びそのシステムのまちづくりへの活用を通し、市民生活の向上、地域の活性化及び活力ある市内工業の持続的な発展に役立てることを目的とする。

（協定事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携して取り組むものとする。

- (1) 次世代交通システムを活用した秦野市のまちづくりの推進に関すること。
- (2) 秦野市の交通施策及びまちづくり施策の検討に関すること。
- (3) 秦野市内工業の持続的な発展及び地域経済の活性化に関すること。
- (4) 秦野市内における自走式ロープウェイ Zippar を用いた実験に関すること。

（協議等）

第3条 この協定に基づく事業の円滑な連携の推進を図るため、甲及び乙は、定期的に協議、情報共有等を行う場を設けるものとする。

（費用負担）

第4条 この協定に基づく事業の実施に当たり必要な費用が生じるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（成果物の帰属）

第5条 第2条に定める協定事項の実施に伴い生じた成果物に関する権利は、甲乙それぞれ実施した者に帰属するものとする。ただし、甲乙協議のうえ決定したものについては、この限りでない。

(協定の有効期間等)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3か月前までに、甲又は乙から書面による特段の意思表示がないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間延長するものとし、以後も、また同様とする。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく事業の実施により知り得た情報を、当事者間の書面による承諾なしに、第三者に漏らしてはならない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

令和3年6月29日

甲 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号
秦野市長 高橋 昌和

乙 東京都荒川区南千住八丁目5番7号
白鬚西共同利用工場209号室
Zip Infrastructure 株式会社
代表取締役社長 須知 高 匡